

平成 30 年 4 月 1 日

一般財団法人なら建築住宅センター

定期報告支援サービス手数料

(3 市特定行政庁に係る定期報告支援サービス手数料)

(消費税 8% 含む)

調(検)査対象	延べ面積		支援サービス料 (郵送料含む)	
特定建築物	1000 m ² 以内のもの		5,500	
	1000 m ² を超え、3000 m ² までのもの		7,500	
	3000 m ² を超え、6000 m ² までのもの		9,500	
	6000 m ² を超え、10000 m ² までのもの		10,500	
	10000 m ² を超え、20000 m ² までのもの		13,500	
	20000 m ² を超え、40000 m ² までのもの		16,500	
	40000 m ² を超えるもの		21,500	
建築設備	換気設備 排煙設備 非常用照明設備	の 3 種類の内	設備が 1 種類の場合	5,000
			設備が 2 種類の場合	7,000
			設備が 3 種類の場合	9,000
防火設備	1000 m ² 以内のもの		3,000	
	1000 m ² を超え、3000 m ² までのもの		4,000	
	3000 m ² を超え、6000 m ² までのもの		5,000	
	6000 m ² を超え、10000 m ² までのもの		6,000	
	10000 m ² を超えるもの		8,000	

※ただし、複数棟で報告の場合は、(報告棟数-1 棟) × 500 円を割引いたします。(下の例を参照)

なお、同一の報告書で複数棟まとめて報告された場合の支援サービスの手数料の算出方法は、特定建築物は棟毎にそれぞれの延べ面積により手数料を算出し、それらの支援サービス料を合算いたします。

また、建築設備及び防火設備の場合も同様に支援サービス料を算出させていただきます。

具体例としては、次のとおりになります。

1 件の報告書で複数棟報告する場合の支援サービスの手数料の算出方法

例 1 特定建築物 2 棟 (各々の延べ面積が 300 m²、500 m²) の場合

棟毎の延べ面積による料金 5,500 円 × 2 棟 - (2 棟 - 1 棟) × 500 円 = 10,500 円

例 2 建築設備 7 棟 (1 種類が 3 棟、2 種類が 4 棟) の場合

1 種類 5,000 円 × 3 棟 + 2 種類 7,000 円 × 4 棟 - (7 棟 - 1 棟) × 500 円 = 40,000 円

例 3 防火設備 2 棟 (各々の延べ面積が 800 m²、1000 m²) の場合

棟毎の延べ面積による料金 3,000 円 × 2 棟 - (2 棟 - 1 棟) × 500 円 = 5,500 円